

☆☆

「翻訳ひとくちメモ」－Vol.5－ 「Here＋前置詞／There＋前置詞」

☆☆

九州北部で過去に「梅雨が明けなかった年」があるのをご存知でしょうか？今から 24 年前の 1993 年（平成 5 年）です。この年は全国的にも記録的な冷夏となり米不足などが発生しましたが、皮肉にも巷では「真夏の夜の夢」（松任谷由実）という曲が大ヒットしていました。

なお、その翌年の 1994 年は一変して記録的な猛暑となり九州北部では観測史上最も早い 7 月 1 日に梅雨が明け、その後渇水による給水制限等が実施されました。

梅雨明けを待つ日々はもうしばらく続きそうです。

http://www.data.jma.go.jp/fcd/yoho/baiu/kako_baiu04.html

（国土交通省・気象庁のウェブサイトより引用）

第 5 号では英文契約書等の法務文書や堅いビジネス文書でよく使われる「Here＋前置詞／There＋前置詞」という表現に焦点をあてます。

(1) Here＋前置詞

Here-は文法的には this を意味し、この this が「本契約」(this Agreement)を指す場合もあれば、「本条・項・号」(this Article, Paragraph, Item 等)を指す場合もあります。This Agreement 等が英文内でフルスベルで繰り返し使われると冗長で体裁も悪いため here-で簡潔に置き換えます。前置詞は after, at, by, in, into, of, to, under, upon, with など様々なものが使われます。

もう一つの用法は heretofore のように時間的経過を here-で置き換える場合です。この場合「本契約（締結）までに」(up to the date of this Agreement)等の意味になります。

(2) There＋前置詞

There-は文法的には this, that, it を意味し、文書内で既に述べられた語句を指しています。There-が指す語句が文書外にある場合も稀にあります。There-の場合も here-と同様に after, at, by, for, from, of, to, under, upon, with など様々な前置詞が使われます。

（英文例）

Without a written consent between the parties hereto (= to this Agreement), the Licensee shall not assign or otherwise transfer, by contract, operation of law or otherwise, this Agreement, any license granted hereunder (= under this Agreement), or any interest herein (= in this Agreement).

「本契約の両当事者間の書面による同意無しに、ライセンシーは、契約、法の適用、またはその他の如何なる方法によっても、本契約、本契約に基づき許諾されるライセンス、または本契約中で生じる如何なる利益も、他の第三者に譲渡、またはその他移転してはならない。」

The Buyer shall be entitled to receive from the Seller the return of the Deposit and reimbursement from the Seller of all actual costs and expenses heretofore (= up to the date of this Agreement) incurred by the Buyer in connection with procuring a title report and survey.

「買主は売主から、手付金の返還を受領する権利を有するものとし、また買主が本契約の締結時までに権原の調査報告の入手に関連して負担したすべての実費の払戻しを売主に求める権利を有するものとする。」

Assignment of this Agreement, any Individual Contract, or any right or interest herein or therein (= in this Agreement or any Individual Contract), or of any payment due or to become due hereunder or thereunder (= under this Agreement or any Individual Contract) shall be void without written consent of the Buyer.

「本契約、個別契約または同契約中の権利もしくは権益、または同契約に基づき支払うべきもしくは支払期日が到来する支払の譲渡は、買主の書面による同意を得ていない場合は無効とする。」

Upon the Buyer's receipt of such notice, the parties hereto (= to this Agreement) shall discuss the supply of the spare parts and services thereafter (= after the supply).

「買主がかかる通知を受領した場合は、本契約の両当事者は、スペア部品の供給およびその後のサービスについて協議するものとする。」

参考文献:

「英文契約書作成のキーポイント」(中村秀雄著、商事法務研究会編)

「英文契約書の基礎知識」(The Japan Times 編)

「ビジネス法務・契約書英語科専門講座テキスト」(サン・フレア アカデミー)

☆☆

「翻訳ひとくちメモ」第5号 2017年7月7日発行

発行元:

産機エンジニアリング株式会社 翻訳・通訳グループ 土中 健弘(文責)

〒804-0002 北九州市戸畑区大字中原 46-59

TEL: 093-871-5139/FAX: 093-872-5219

E-mail: donaka@sankieng.co.jp

URL: <http://www.sankieng.co.jp/>

☆☆

Copyright © 2017 SANKI ENGINEERING CORPORATION All Rights Reserved.